

議 第 413 号

平成26年9月11日提出

山鹿植木広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、山鹿植木広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について、別紙のとおり協議する。

熊本市長 幸 山 政 史

（提出理由）

山鹿植木広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について、地方自治法第290条の規定に基づき、市議会の議決を求める必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

別紙

山鹿植木広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分に  
関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、山鹿植木広域行政事務組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分を次のとおり定める。

1 山鹿植木広域行政事務組合の財産のうち、次に掲げるものは、山鹿市に帰属させるものとする。

(1) 土地

ア 消防本部及び山鹿消防署が位置する土地

所在及び地番	地積
山鹿市南島字高道1269番1	6,811.00 m <sup>2</sup>
山鹿市南島字高道1269番10	53.00 m <sup>2</sup>
山鹿市南島字高道1269番11	216.00 m <sup>2</sup>
山鹿市南島字高道1269番14	315.00 m <sup>2</sup>
山鹿市南島字高道1270番1	6,805.00 m <sup>2</sup>
山鹿市南島字高道1270番4	1,616.00 m <sup>2</sup>
山鹿市南島字高道1270番10	400.00 m <sup>2</sup>
山鹿市南島字高道1270番12	293.00 m <sup>2</sup>
山鹿市南島字高道1270番13	14.00 m <sup>2</sup>
山鹿市南島字高道1270番14	15.00 m <sup>2</sup>
山鹿市南島字高道1270番18	23.00 m <sup>2</sup>
山鹿市南島字高道1271番2	970.00 m <sup>2</sup>
山鹿市南島字高道1279番4	5.52 m <sup>2</sup>
山鹿市南島字下津留1285番2	11.00 m <sup>2</sup>
山鹿市南島字下津留1285番3	6.46 m <sup>2</sup>
山鹿市南島字下津留1286番2	43.00 m <sup>2</sup>
山鹿市南島字下津留1286番3	24.00 m <sup>2</sup>
山鹿市南島字下津留1287番5	24.00 m <sup>2</sup>
山鹿市南島字下津留1287番6	13.00 m <sup>2</sup>
山鹿市南島字下津留1289番2	41.00 m <sup>2</sup>

山鹿市南島字下津留 1 2 8 9 番 3	23.00 m <sup>2</sup>
山鹿市南島字下津留 1 2 9 0 番 4	52.00 m <sup>2</sup>
山鹿市南島字下津留 1 2 9 0 番 5	37.00 m <sup>2</sup>
計	17,810.98 m <sup>2</sup>

(2) 建物

ア 消防本部及び山鹿消防署

(ア) 位置 山鹿市南島 1 2 7 0 番地 1

(イ) 建物の区分、構造及び延べ面積

区分		構造	延べ面積
消防庁舎		鉄筋コンクリート造 3 階建	2,735.71 m <sup>2</sup>
附属建物	主訓練塔	鉄筋コンクリート造 5 階建	148.50 m <sup>2</sup>
	副訓練塔	鉄骨造地下 1 階地上 3 階建	167.63 m <sup>2</sup>
	車庫	鉄骨造平屋建	495.00 m <sup>2</sup>
	車庫	鉄骨造平屋建	111.36 m <sup>2</sup>
	倉庫	鉄骨造平屋建	43.84 m <sup>2</sup>
	屋外トイレ	鉄筋コンクリート造平屋建	5.34 m <sup>2</sup>
計			3,707.38 m <sup>2</sup>

イ 山鹿消防署東分署

(ア) 位置 山鹿市鹿本町庄 1 6 9 5 番地

(イ) 建物の区分、構造及び延べ面積

区分	構造	延べ面積
消防庁舎	鉄骨ブロック造平屋建	300.30 m <sup>2</sup>

ウ 山鹿消防署鹿北分署

(ア) 位置 山鹿市鹿北町四丁 1 6 1 2 番地

(イ) 建物の区分、構造及び延べ面積

区分	構造	延べ面積
消防庁舎	鉄骨ブロック造平屋建	224.40 m <sup>2</sup>

(3) 消防本部、山鹿消防署、東分署及び鹿北分署に配置されている消防救急に関する車両及びその他の備え付けた物品

名称	数量
はしご付消防自動車	1
水槽付消防ポンプ自動車	4
消防ポンプ自動車	1

救助工作車	1
高規格救急自動車	5
資機材搬送車	1
広報車	4
指揮車	1
普通自動車（事務連絡車、査察車、指令車）	3
ミニ消防車	1
その他の物品（机、椅子、キャビネット等）	

2 山鹿植木広域行政事務組合の財産のうち、次に掲げるものは、熊本市に帰属させるものとする。

(1) 土地

ア 植木消防署が位置する土地

所在及び地番	地積
熊本市北区植木町山本字東原 7 3 9 番 2	2,230.50 m <sup>2</sup>
熊本市北区植木町山本字今古閑 7 4 8 番 2	782.09 m <sup>2</sup>
計	3,012.59 m <sup>2</sup>

(2) 建物

ア 植木消防署

(ア) 位置 熊本市北区植木町山本 7 3 9 番地の 2

(イ) 建物の区分、構造及び延べ面積

区分	構造	延べ面積
消防庁舎	鉄筋コンクリート造 2 階建	1,306.55 m <sup>2</sup>

(3) 植木消防署に配置されている消防救急に関する車両及びその他の備え付けた物品

名称	数量
化学消防ポンプ自動車	1
消防ポンプ自動車	1
救助工作車	1
高規格救急自動車	2
広報車	1
その他の物品（机、椅子、キャビネット等）	

平成 年 月 日

山鹿市長 中 嶋 憲 正

熊本市長 幸 山 政 史